

# (一社) 全日本かるた協会 競技規程

## (競技方法)

第一条 競技は、小倉百人一首かるたを用い、相対座する二人の競技者の間で行う。各自、取札百枚のうちから無作為に選んだ二十五枚を持札とし、読手の読み上げる札（以下、出札という）を取り合うことにより、早く持札が無くなった者を勝者とする。

## (判定)

第二条 取りやお手つきなどの判定は、原則として競技者間で決定する。

## (礼節)

第三条 競技に際しては、互いに相手を尊重するとともに、礼節を重んじなければならない。

## (競技線)

第四条 競技者は、その座した前方に、横八十七センチメートル、上中下段の間に各一センチメートルをあけて縦に札三枚が並ぶ範囲を定め、各々の陣とする。その各々の陣の外周の各辺を競技線とよぶ。双方の陣の上段の間隔は三センチメートルとし、左右の競技線の延長線は一致させる。

## (持札の配置)

第五条 競技者は、持札全てを表向きにし、文字を自己の方に向け、整然と各々の陣の任意の位置に並べる。ただし、上中下の各段にまたがって並べてはならない。

## (持札の移動)

第六条 競技者は、持札を移動させる場合、その都度対戦者に通告しなければならない。

## (暗記時間)

第七条 競技者が持札を並べた後、競技を開始する前に、十五分間の暗記時間をとる。

## (構え)

第八条 競技者は、左右どちらか一方の手を札を取る手（以下、有効手という）と定め、上の句が読み始められるまでは、畳に接した状態で自陣の下段より手前に置いておかなければならず、頭は自陣の上段より対戦者側に出してはならない。

## (読み)

第九条 読手は、読札百枚の中から無作為に選んだ札を一枚ずつ読み上げるが、同じ札を読み上げることはない。

## (取りの成立)

第十条 出札が競技線内にあるうちに、対戦者より早く有効手で直接触った者が出札を取ったものとする。（札直接の取り）また、共に札直接の取りではなかった場合でも、出札を完全に有効手で競技線外に押し出したときは、その札を取ったものとする。（札押し取り）

## (同時の取り)

第十一条 共に札直接の取りで、同時に出札に触れた場合は、出札を持札としていた者が取ったものとする。

## (紛失時の取り)

第十二条 紛失したままになっていた持札が出札となった場合は、対戦者の取りとする。

## (取りの無効)

第十三条 上の句が読み始められる前に有効手を競技線の中に入れるなど、妨害行為を行った場合は、その都度その取りを無効とし、対戦者の取りとする。

## (お手つき)

第十四条 出札が無い方の陣の札を、その札が競技線内にあるときに有効手で触れた場合、これをお手つきとする。

## (共お手つき)

第十五条 相手との接触によりお手つきをさせられた場合は、双方共にお手つきをしたものとする。

## (送り札)

第十六条 対戦者の陣にある出札を取った場合、もしくは、対戦者がお手つきをした場合、自己の持札一枚を対戦者に送ることができる。また、出札が双方いずれの陣にもない時に、対戦者が両方の陣の札にお手つきをした場合は、二枚送ることができる。

## (送り札の選定)

第十七条 送り札の選定は送る側の任意とする。但し、送り札から手を離れた瞬間から送り札の変更はできない。

## (禁止事項)

第十八条 読みが下の句の余韻に入ってから、声を発したり畳を叩いたりしてはならない。

## (附則)

第十九条 本規程に明文のない事項については、本規程の細則にてこれを定める。

# (一社)全日本かるた協会 競技規程細則

## 第一章 総則

### (競技方法)

第一条 競技は、小倉百人一首かるたを用い、相対座する二人の競技者の間で行う。

二 各自、取札百枚のうちから無作為に選んだ二十五枚を持札とし、読手の読み上げる札（以下、出札という）を取り合うことにより、早く持札が無くなった者を勝者とする。

＜補足＞二 取りによって持札を減らすのが基本だが、お手つきにより、持札が増えることもある。

勝者は、必ず自己の持札を0枚とした上で競技を終了させること。特に1-1の場合などで送り札を行わないと、双方共自分が取ったと思ったまま競技を終了して、後から不都合が生じる場合がある。

### (判定)

第二条 取りやお手つきなどの判定は、原則として競技者間で決定する。

＜補足＞ 競技かるたでは、競技者同士が互いの動きを良く見極めると共に、信義誠実の精神に則って冷静に主張しあい、迅速に問題解決することを旨とする。

競技者は、本規程の解釈等が必要がある場合、審判員にこれを確認することができる。競技者双方の話し合いで決定できない場合、いずれかの競技者の要請により、審判員に判定を求めることができるが、審判員の下した判定には従わなくてはならない。

仮に審判員が明らかに誤った判定を行なった場合であっても、その判定には従うこと。規程の解釈、運用に疑義ある場合は、後刻競技かるた部に照会することができるが、その場合であっても過去の判定が覆されることはない。

## 第二章 礼節

### (礼節)

第三条 競技に際しては、互いに相手を尊重するとともに、礼節を重んじなければならない。

### (礼)

第四条 競技者は、競技開始時、ならびに競技終了時に、対戦者、読手の順に礼をすること。

二 読手も、競技開始時、ならびに競技終了時に会場に礼をすること。

三 暗記時間中、競技中にその場を離れる際や戻る際は、対戦者に対して礼をする。ただし、払った札を取りに行く場合はこの限りではない。

＜補足＞一 審判員が個別の試合についての場合は、対戦者、審判員、読手の順に礼をすること。

礼の際は、相手の方に身体ごと向き、顔を見て、「お願いします」「ありがとうございました」とはっきり言い、頭を下げる。

試合の途中から審判員がつく場合は、その時点で審判員に礼をすること。審判員も競技者と一緒に礼をすること。

三 「失礼します」、「失礼しました」と言って礼をする。礼を受ける側は、軽く頭を下げる程度でよい。

### (着座姿勢)

第五条 競技者は、競技場内で着席している際は、正座もしくは正座に準じた姿勢でいなければならない。ただし、暗記時間中は姿勢を崩すことができる。

＜補足＞ 暗記時間中に姿勢を崩すときも、立て膝や体操座り、足の投げ出しなどはいけない。

### (服装・装着物)

第六条 競技時の服装については、対戦者並びに観戦者に不快感を与えないものを着用しなければならない。

二 有効手には、着け爪、指輪等、競技中に相手に負傷させるおそれのある物を装着してはならない。

三 対戦者の面前で揺れるものは、外す、もしくは固定すること。

＜補足＞一 服装については、和装が望ましいが、大会等で特段の指示がない場合は、Tシャツ、トレーナー、運動着等でもよい。しかし、ショートパンツ、胸の大きく開いた服等は好ましくない。

二 有効手の爪はできる限り切りそろえておくこと。有効手は素手であることとするが、テーピング、ばんそうこうは可とする。

三 ネックレスやイヤリングのみならず、髪型についても、対戦者の面前で揺れる場合は、後ろで縛るなど固定すること。

## 第三章 札の配置と暗記

### (競技線)

第七条 競技者は、その座した前方に、横八十七センチメートル、上中下段の間に各一センチメートルをあけて縦に札三枚が並ぶ範囲を定め、各々の陣とする。その各々の陣の外周の各辺を競技線とよぶ。

二 双方の陣の上段の間隔は三センチメートルとし、左右の競技線の延長線は一致させる。

＜補足＞一 競技線は畳に接した部分だけを指すのではなく、その垂直上空も含む。競技線に囲まれた範囲は、自己の陣（以下、「自

陣」という)、相手の陣(以下、「相手陣」という)と二つに分かれて存在することになる。本条の八十七センチメートル、三センチメートル、一センチメートルという数字は一ミリメートルでも間違えば違反になるというものではないが、日頃より、その長さがどの程度のものかは確認しておくべきである。

二 量目に合わせて札を並べる場合には、双方の上段の競技線の間は三センチメートルより多少広くはなるが、量目三目あけてと解釈する。但し、明らかに量目一目が一・五センチメートル以上の場合はこの限りではない。

#### (持札)

第八条 競技者は、場と与えられた札を裏向きにして混ぜた後、裏向きのまま各二十五枚を選び、自己の持札とする。

二 いずれかの、又は双方の持札が二十五枚でないとき、暗記時間終了迄限り、札の過不足の調整を行なうことができる。

<補足>二 競技者は、双方の持札が二十五枚あることを互いに暗記時間中に確認しなければならない。札の過不足の調整は、審判員に申し出て、審判員の指示で行う。暗記時間終了後に持札の過不足が判明した場合には、札の枚数の調整はせず、そのままの枚数で競技を続行する。

#### (持札の配置)

第九条 競技者は、持札全てを表向きにし、文字を自己の方に向け、重ねず、整然と各々の陣の任意の位置に並べる。ただし、上中下の各段にまたがって並べてはならない。

#### (持札の移動)

第十条 競技者は、持札を移動させる場合、その都度対戦者に通告しなければならない。

二 出札を取った時や、札を移動させた時に、隣接した札を横に詰める場合は、この通告を省略することができる。

三 競技者は、下の句の読みが始まってからは、札を移動させることができない。

<補足>一 札の移動については、競技者ははっきりと通告し、それを受けた対戦者もはっきりと返事をする必要がある。持札の移動の通告を怠った場合、ただちに違反無効とはしない。しかし、通告を怠ることが度重なる場合、故意による場合には審判員の判断による。暗記時間を含め、頻繁な移動や、一度に大量の移動を行なうことは好ましくない。

#### (暗記時間)

第十一条 競技者が持札を並べた後、競技を開始する前に、十五分間の暗記時間をとる。

二 暗記時間が残り二分となるまでは、手を動かしての暗記や素振りなど、対戦者の暗記の妨げとなる行為を行ってはならない。

<補足>二 暗記の妨げとなるような行為には、素振りや畳を叩くことだけでなく、頻繁に手を出したり振ったりしながら暗記をすることも含まれる。

暗記時間が残り二分となる前に素振りやウォーミングアップ等を行う場合は、相手に札をして席を離れてから、別の場所で行うこと。

#### (札の整理)

第十二条 札を取るなどして、並べてある札が散逸した場合、原則として札を払った競技者が拾いに行かなければならない。

<補足> 札を払った競技者が拾いに行くが、対戦者もできるだけ協力する。その際、他の競技者の競技線内を歩くことは厳に慎まなければならない。散逸した札を他の競技者に渡す際には、丁寧に渡すこと。

札の整理は座って行い、あぐら、立て膝、中腰等の姿勢は慎むこと。札を並べずにもめることは避け、先に札の整理をしてから話し合うこと。

### 第四章 構え

#### (構え)

第十三条 競技者は、左右どちらか一方の手を札を取る手(以下、有効手という)と定め、上の句が読み始められるまでは、畳に接した状態で自陣の下段よりも手前に置いておかねばならず、頭は自陣の上段より対戦者側に出してはならない。

二 有効手は、左右どちらか一方の、手首より先のすべての指、手の平、手の甲とするが、競技中に有効手の左右を変更することはできない。

三 競技者は、上の句が読み始められるまでは、有効手を、左右の競技線の延長線より外に出してはならない。

四 競技者は、読みが下の句の余韻に入ってから、対戦者の妨げとなるような大きな動きをしてはならない。

<補足>一 本条に反する行為に対しては、対戦者からのアピールが無くとも、審判員は注意することができる。自陣の下段よりも手前とは、その上空も含める。また、有効手だけではなく、逆の手、両脚も手前でなければならない。ここで言う「頭」には頭髪も含まれる。

二 競技開始後に、最初に札を取った手もしくは最初にお手つきをした方の手を有効手とする。ただし、最初の取りやお手つきの際に、有効手は逆の手であり、今の取りやお手つきが有効手とは逆の手だったと対戦者に伝えた場合は、そのように措置する。

四 下の句の余韻前までには本条に定める構えの状態になっていること。

## 第五章 読み

### (読み)

第十四条 読手は、読札百枚の中から無作為に選んだ札を一枚ずつ読み上げるが、同じ札を読み上げることはない。

二 次に読み上げる札は、読み上げる都度その直前に読手が決める。

三 読手は、札を読み上げる際には、その前に読んだ札の下の句を読み、続けて次の札の上の句を読む。

四 読手は、一枚目の札を読む前に、小倉百人一首には含まれない短歌を序歌として読み上げるが、上の句、下の句と続けて読んだ後、もう一度下の句を読み、続けて一枚目の札の上の句を読む。

五 読手は、原則として些細な物音等で読みを中断しないこと。ただし、競技の上で重大な支障があると判断する場合は、読みを中断させることができる。

六 読手は、やむを得ない場合を除き、途中で交代もしくはその位置を移動する事はできない。

<補足>二 読手は、未読の札を箱の中に置くなどの方法により、次に読まれる札が何であるかが何人にも分からないよう、十分注意しなければならない。

三 読み終わるや否や次の札を読み始めるようなことは避ける。競技者が札の整理や送り札を完了し、次の札を待つ準備ができたと判断できるまでは読み始めないようにしなければならない。

五 競技者は、物音等があった場合でも、読みが中断しないものと想定しておくこと。

### (読みの成立)

第十五条 読手が決まり字まで読み上げた時点で読みは成立し、その札での取りやお手つきが成立する。

二 一度読みが成立した札を誤ってもう一度読み上げてしまった場合でも、まだ読まれていない札の決まり字まで読み上げられていた場合は、そちらの札の読みが成立したものとする。また、このときのお手つきは全て無効とする。

<補足>一 ここでいう決まり字とは、出札一枚を確定できる文字を指す。例えば、「あはじ」「あはれ」が同一陣にある場合であっても、「あは」までしか読まれなかった場合は、出札一枚を確定することはできないため、読みは不成立とする。これは競技の対戦数が一組であった場合も例外とはしない。

読みが途中で止まったり、発声が著しく悪かったりした場合、審判長は読みの不成立を宣言できる。

二 例えば、「あはじ」が場にあり、「あはれ」が既に読まれていた場合、再度「あはれ」と読んでも、「あは」と読まれた時点で有効とし、「あはじ」が読まれたものとする。

### (読みの制止)

第十六条 競技者は、原則として札の整理以外に読みを待たせることはできない。

二 読みを待たせる際は、挙手、または、言葉によりはっきりと読手に合図をしなければならない。ただし、必要以上に待たせてはならない。

三 競技者は、下の句が読み始められてからは、読みを制止してはならない。ただし、手を上げているにもかかわらず、読手がこれに気付かず読み始めた時は、この限りではない。

<補足>一 札の整理中に読みが始まることを未然に防ぐ意味からも札の送りは札の整理前にすることが望ましい。

札の整理以外で読手に待ってもらうことが必要な場合とは、試合進行の中断が客観的に必要な場合に限る（たとえば怪我をして対応する場合など）。

二 一方が札を整理している場合、対戦者は手を挙げて読み手に合図をすることが望ましい。但し、札の送りを完了していない競技者は自らが手を挙げること。

三 下の句が読み始められてから札の誤配列、紛失、送り忘れ等に気がついて、読みを制止してはならない。

## 第六章 取り

### (取りの成立)

第十七条 出札が競技線内にあるうちに、対戦者より早く有効手で直接触った者が出札を取ったものとする。（札直接の取り）

二 共に札直接の取りではなかった場合でも、出札を完全に有効手で競技線外に押し出したときは、その札を取ったものとする。（札押し取り）

三 札押しを行った際、出札が完全に競技線外に出る前に、対戦者が札直接の取りをした場合は札直接の取りを有効とする。

四 共に同じ方向への札押しの場合は、出札により近く触れた者の取りとする。

五 異なる方向への札押し取りの場合は、最終的に出札を競技線外に押し出した者の取りとする。

<補足>一 札が全く重って、且つ、出札が下になってしまった場合で、まだ出札が競技線内に残っているときは、上の札に触っても出札に直接触っていなければ取りは成立しない。

二 自陣と相手陣をまたぐ札押しも有効とする。従って、相手陣上段の出札を取ろうとして誤って自陣上段の札から突き上げ、対戦者が出札に触れることなく出札が競技線外に出たような場合、自陣の札へのお手つきと札押し取りとで、いわゆる「取り損」となる。

札押しの際、畳のへりや競技者の膝などに出札が引っかけたり、競技線外に出なかった場合も、札押しの取りは成立していないものとする。

五 異なる方向への札押しの取りとは、例えば、横からの押し払いと、下からの突き上げのような場合であり、払い始め、突き始めの手が出札に近いか遠いかは必ずしも最終的な取りの判定にはつながらない。

#### (同時の取り)

第十八条 共に札直接の取りで、同時に出札に触れた場合は、出札を持札としていた者が取ったものとする。

二 共に札押しの取りで、どちらの取りか判断がつかない場合は、出札を持札としていた者が取ったものとする。

<補足>二 前条の第四項、第五項に照らしてもどちらの取りか判断がつかないほど微妙な場合に、自陣の取りとするもの。

#### (紛失時の取り)

第十九条 紛失したままになっていた持札が出札となった場合は、対戦者の取りとする。

二 紛失していた出札がどちらの陣にあったかについて、双方の主張が食い違う場合、もしくは双方の記憶が定かでない場合は審判員が判断する。

#### (誤配置時の取り)

第二十条 同一陣内で誤った場所に並べてしまった札が読まれた場合でも、読まれた時点の配置を有効とし、取りやお手などを判断する。

二 自己の持札が間違っ相手陣に配置されてその札が読まれた場合は、取りについては紛失と同様の扱いとし、その際のお手つきは無効とする。

<補足> 競技者は、常に双方の札の配置について確認しなければならない。

#### (取りの無効)

第二十一条 以下の妨害行為を行った場合は、その都度その取りを無効とし、対戦者の取りとする。

- (1) 上の句が読み始められる前に有効手を競技線の中に入れたとき。
- (2) 相手の身体の一部を握るなどし、相手の取りを妨害していたとき。
- (3) 有効手と反対の手（以下、「無効手」という）で、直接出札に触ったとき。
- (4) その他対戦者に対する妨害と認められる行為。

<補足> 妨害行為を行った競技者が出札を取ったときに適用するものであり、出札を取ってないときには適用されないが、妨害行為そのものは、その程度、回数によっては、審判員による注意、警告、退場の対象となり得る。

- (3) 無効手で出札を競技線外に出した場合も妨害とする。

着物や膝が出札を遮るなどして対戦者の取りが妨げられた場合、妨害行為と認定するかどうかは、競技者のアピールにより審判員が判断する。

#### (取りの特例)

第二十二条 不可抗力によって出札が競技線の外に出てしまった場合は、出札を持札としていた者が取ったものとする。

二 不可抗力の場合であっても、出札が本来の陣内に留まった場合は、出札に触れるか出札を札押しで出した場合に取りとする。

<補足>一 不可抗力による札の移動とは、隣の競技者の飛ばした札が接触した場合などを指す。

### 第七章 お手つき

#### (お手つき)

第二十三条 出札が無い陣の札を、その札が競技線内（空中を含む）にあるときに有効手で触れた場合、これをお手つきとする。

二 有効手が一方の陣の札に触れたままその札が他方の陣に入り他方の陣の札と接触した場合で、有効手と札との接触部分が他方の陣に入っていた場合には、他方の陣の札にも触ったこととしてお手つきとする。

三 札に触る意思の有無にかかわらず、札を取る動作の一連の流れの中で札に触ってしまった場合、お手つきとする。

四 明らかに、札の整理等で札に触れた場合は、お手つきとみなさない。

五 有効手以外で札に触ってもお手つきとしない。

六 読みが不成立の場合のお手つきは全て無効とする。

<補足>一 出札がある陣の出札以外の札に触っても、お手つきとはしない。対戦者が払うなどで札が動いてきて、その札がまだ競技線外に出切っていないときに有効手に触れた場合もお手つきとする。ただし、触れた有効手が構えの段階から畳につけたままだった場合はお手つきとしない。

二 どちらの陣にも出札がなかった場合は、双方の陣でお手つきをしたことになる。なお、他方の陣の札については、札直接の取りや札押しの取りが成立していなければ、取りとはみなされない。

三 相手陣の札を取った手を戻そうとしたときでも、一連の流れの中で自陣の札に触れた場合はお手つきとなる。札を取る動作の最後に、畳を叩こうとして誤って札に触れた場合も一連の流れとみなし、お手つきとなる。

### (共お手つき)

第二十四条 相手との接触によりお手つきをさせられた場合は、双方共にお手つきをしたものとする。

二 相手との接触の後でも、自己の動作によってお手つきをした場合は共お手つきとしない。

三 一方の競技者がお手つきをしてまだ札に触れている状態の手に、対戦者の手が触れた場合は、共お手つきとする。ただし、手の軌道からして明らかに札に触れないと判断される場合は、この限りではない。

<補足>一 相手との接触によって物理的に手の軌道が変わったことによりお手つきをさせられた場合をいう。

お手つきをした手が札から離れてから対戦者の手にぶつかった場合で、対戦者が札に触っていない場合は、共お手つきとしない。

二 相手との接触が原因であっても、反射的に手を動かしたことによってお手つきをした場合は、共お手つきとしない。

## 第八章 送り札

### (送り札)

第二十五条 対戦者の陣にある出札を取った場合、もしくは、対戦者がお手つきをした場合、自己の持札一枚を対戦者に送ることができる。

二 対戦者の陣にある出札を取った場合で、かつ、対戦者のお手つきがあった場合は、二枚送ることができる。

三 出札が双方いずれの陣にもない時に、対戦者が両方の陣の札にお手つきをした場合は、二枚送ることができる。

四 共お手つきをした場合や、相手陣の出札を取って自陣の札にお手つきをした場合など、双方が札を送ることができる場合は、お互いの送り札を差し引いた枚数のみ送ることができる。

五 下の句の読みが始まる迄に送らなかった場合、送り札の権利は喪失する。

六 錯認により、送る権利が無いのに送り札をしてしまった場合でも、双方が気付かないまま下の句の読みが始まった場合は、その送り札は有効となる。

<補足>一 送り札は、相手陣内へ相手の方向に向けて送るものとする。札を送る際は、あぐら、立て膝、中腰等の姿勢で送ってはならず、座り直して、きちんと対戦者に向かって送ること。競技進行上、相手が札の整理を完了するまで札を送るのを待つ必要はない。

二 札を二枚送るときには、重ねずに一枚ずつ送るものとする。

五 読手が下の句を読み始めた場合でも、送る意志が有って手を挙げて読みを制止していたにもかかわらず、読手が気付かず読み始めてしまった場合は、この限りではない。

### (送り札の選定)

第二十六条 送り札の選定は送る側の任意とする。但し、送り札から手を離れた瞬間から送り札の変更はできない。

二 送り札の選定は速やかに行うこととし、むやみに長考してはならない。

三 錯認により、一枚送るべきところを二枚送ってしまった場合は、最初に送った札を有効とする。

<補足>三 二枚を同時に送った場合に限り、どちらの札を送り札にしてもよい。

## 第九章 その他の事項

### (禁止行為)

第二十七条 競技者は、以下の行為をしてはならない。

- (1) 読みが下の句の余韻に入ってから、声を発したり畳を叩いたりすること。
- (2) 競技中の飲食または喫煙。
- (3) 競技中に、必要以上に畳を叩くこと。
- (4) 読手の発音のくせや音の不明瞭さ等に対してクレームをつけること。
- (5) 決まり字、出札、読札および送り札に関し、対戦者やその他の者に確認すること。
- (6) 対戦者、他の競技者、読手、審判員に対し示威牽制等不適切な言動を行うこと。
- (7) 競技者や観客による、競技者への応援行為。
- (8) 審判員の判定、指示に従わないこと。

<補足> (3) 畳を叩かなくとも、度を越した頻繁な素振りを行わないこと。

(5) 原則的に競技者は、競技中、競技に関することは勿論、その他のことについても、他の競技者、或いは観戦者と話をしてはならない。

読みが途中で止まった場合や、雑音等により聞こえなかった場合は、その札に関する限り、審判員に確認を求めることができるが、それ以外の札については確認できない。

(8) 団体戦等である程度の応援が認められている場合を除き、原則として応援とみなされる行為をしてはいけない。

禁止行為を行った場合、審判員の判断により、注意、警告、退場の処分の対象となる。

注意とは、違反事項を指摘し、その改善を促すこと。警告とは、再度違反があった際には退場処分をすることを前提に宣告されるもの。退場とは、競技を途中で止めさせ反則負けとし競技場からの退場を命じること。

審判員は、観戦者に対しても同様の措置をとることができる。

#### (附則)

第二十八条 規程に定めのない事項については、審判長の判断による。

二 本規程の更新については、一般社団法人全日本かるた協会は必要に応じてこれを行うことができる。

## (一社)全日本かるた協会 競技会規程

### 第一章 総則

#### (総則)

第一条 本規程は、一般社団法人全日本かるた協会（以下、協会という）主催・公認の競技会（以下、競技会という）の運営および競技の進行について定めるものである。

＜補足＞ 本規程は「個人戦」を想定した内容となっている。

### 第二章 競技運営

#### (出場資格)

第二条 競技会のうち、A級、B級、C級に出場する競技者は、協会に出場級の選手登録をしている者に限る。

二 D級以下については、協会への選手登録を要しない。

＜補足＞一 A級、B級、C級に出場する競技者の所属会は、選手登録した際の所属会とする。

二 D級以下の競技者の所属会は、競技者の任意とする。

#### (競技方式)

第三条 競技会は、原則としてトーナメント方式で行い、一回戦の対戦数は二回戦進出者数が二の乗数になるようにする。

二 原則として、一つの階級を分割することはしない。

＜補足＞ 協会主催の競技会であっても、名人戦など独自の運営方式を定めているものはそれによる。競技会運営の都合で、やむを得ず一回戦を総当り方式にし、二回戦にて三回戦進出者数が二の乗数になるよう調整することも認めるが、審判長は対戦の組合せを決定する前にその旨を宣言すること。なお、総当り方式の場合、二回戦の組合せ決定後の棄権を除き、一、二回戦続けて不戦勝になる者が出ないように調整すること。

二 A級、B級、C級は出場者数が六十五人以上の場合に限り分割を認めるが、A級、B級を分割する場合は、事前に協会競技かるた部長の承認を得ること。特に、A級の分割については慎重であること。D級は出場者数が三十三人以上の場合には分割を行うことを認める。E級以下は特に規定しない。

#### (対戦の組合せ)

第四条 対戦の組合せは、各級ごとに審判長または審判長の指名する競技会役員が決定する。

二 組合せに際しては、同一所属会の競技者同士の対戦は可能な限り避ける。

＜補足＞一 組合せを決める際は、原則としてその対戦に含まれる競技者、もしくはその所属会の代表者で、希望する者の立ち会いの下に行う。組合せは、競技者名の書いた競技カードを用いて行い、原則として裏返した競技カードを一枚ずつ表に向け、一組ずつ組合せを決めていく。同一所属会同士の組合せになった場合は、後で出た方を次の組合せに回し、同一所属会同士の対戦にならないようにする。最後の組で同一所属会同士になった場合は、一組目の先に出た競技者、後に出た競技者、二組目の先に出た競技者・・・の順に入れ替えても問題ないところを探し、入れ替える。同一所属会同士の対戦を一組以上組まざるを得ないとき、組合せ前に審判長がその決定方法を宣言した場合を除き、入れ替えができなくなったところから同一所属会同士も組み合わせていくこととする。

二 一、二回戦の組合せで不戦勝者が出る場合は、不戦勝者を先に決めるのではなく、対戦の組合せを先に決め、原則的に同一所属会の競技者が組合せ数以上選ばれないようにする。同一支部内の競技者同士の対戦を避ける等の措置を実施する場合、審判長は組合せ前にその旨を宣言しなければならない。ただし、この措置は二回戦までとする。

また、組合せにおいて、肉親や夫婦ということでは特段の配慮はしない。

#### (着席)

第五条 競技者は、組合せ決定後直ちに指定の座席に着かなければならない。

二 暗黙の期間開始から五分以内に着席しない競技者は、棄権したものとみなされる。

＜補足＞ 競技者は対戦相手が決まった時点で、ただちに着席するように心がけなければならない。そのためにも、組合せの際には競技会場をできるだけ離れないようにすること。

### (持札の配置)

第六条 競技者は、審判長の合図により持札を並べ始める。

<補足> 審判長は、競技者全員の着席を待つ必要はない。持札の配置は対戦者の配置を見ながら意識的に遅く並べるようなことをしてはならない。

### (暗記時間)

第七条 暗記時間の開始、残り二分、終了は、審判長が宣言する。

<補足> 暗記時間は、ごく一般的な競技者が持札を並べ終わってから十五分間と考えてよく、一番並べるのが遅い人が並べ終わるのを待つ必要はない。審判長の裁量で、ほぼ全員が並べ終わったと考えられる時点から計測を開始してよい。競技開始の宣言をもって暗記時間終了とする。

### (競技開始)

第八条 暗記時間終了後、審判長の宣言により競技を開始する。

二 競技者は、競技開始の際には指定の座席に着席していなければならない。

<補足>二 競技者が着席していない場合、審判長の判断により、競技者不在のまま競技を開始することができる。

### (競技中の離席)

第九条 競技者は、原則として競技中は指定の座席を離れてはならない。

二 競技者は、やむを得ない理由がある場合は、対戦者と審判員に通告した上で離席することができる。

三 前項の場合、審判長の判断で競技者不在のまま競技を続行することができる。この場合、対戦者は、出札を自己の取りとすることができ、また出札が相手陣の場合、その都度一枚の送り札ができる。

<補足>二 離席した競技者は、離席中に読まれた札や作戦等競技に関することについて、何人とも会話してはならない。

### (競技結果報告)

第十条 競技を終った者は、双方協力のもとに使用した札の整理をし、勝者はその結果を速やかに競技会役員に届け出る。

<補足> 必ず、使用した札五十枚があることを確認した上で、残り枚数とともに結果を届け出る。

## 第三章 読み

### (読手)

第十一条 競技会主管者は、競技会における読手を事前に発表する。

二 競技会における読手は、専任読手または公認読手でなければならない。

<補足>二 A級の競技会場の読手は、原則として専任読手もしくはA級公認読手とする。

### (序歌)

第十二条 競技会における序歌は、原則として協会指定の序歌を用いる。

<補足> 協会指定の序歌は以下の通りとする。

難波津に 咲くやこの花 冬ごもり 今を春べと 咲くやこの花

指定序歌以外を用いる場合、審判長は事前にその旨宣言しなければならない。

### (読み)

第十三条 読手は、競技会場の状況を確認してから読み始めなければならない。

二 読みの成立、不成立は審判長が判断し、必要に応じてその旨宣言する。

三 競技会役員は、必要に応じて読みを中断させることができる。

<補足>一 読手は、競技会場内全ての競技者が札の整理や送り札を完了し、次の札を待つ準備ができたと判断できるまでは読み始めないようにしなければならない。

主管者は、必要に応じて競技会場内に役員を配置し、全競技者の準備状況が読手に伝わるようにすること。

二 審判長からの特段の宣言がない場合は、上の句全てが読み上げられていなくても読みは成立したものとする。

三 役員といえども、むやみに読みを中断させてはならない。

読手が競技者の読みの制止に気付かず読み始めた場合や、競技会場周辺の騒音などで読みを中断することが適当と思われるときに限り、速やかに読手に合図して読みを制止すること。

## 第四章 審判

### (審判長)

第十四条 競技会主管者は、競技会における審判長を事前に発表する。

二 審判長は、本邦縣、および競技縣、競技縣詳細則に基づき、以下の事項に責任を持つ。

(1) 対戦の組合せ

(2) 読みの成立、不成立



- ③ 取りやお手つきの判定などで、競技者間で判断がつかない事項への対応
- ④ 競技者、観戦者に対する競技場詳細規則に定める事項、ならびにマナーの徹底
- ⑤ その他、競技会進行に必要な事項

三 審判長は、その業務を補佐するために競技会場内に審判員を配置することができる。

四 審判長は、個別の試合に審判員、副審判員をつけることができる。

五 審判長は、必要に応じて審判長代行を定め、その職務を代行させることができる。

〈補足〉一 競技会における審判長は、原則としてA級公認審判でなければならない。

なお、別途規定されるまでは、従来の公認審判をA級公認審判とし、それ以外のA級登録選手をB級公認審判とする。

二 (3) 競技者間ですぐに判断がつかない場合や、頻繁にクレームがつく場合には、審判員に判定を仰ぐように指導することができる。

三 審判長、審判員は、判定を下す際は毅然とした態度で行うこと。

審判員は、原則としてA級もしくはB級公認審判でなければならないが、A級の競技会場以外では審判長の判断による。

四 審判長は、競技会場全体の状況把握が求められるため、原則として個別の試合の審判にはつかないようにする。

個別の試合につける審判員は、原則としてその試合のいずれの競技者とも同一所属会でない者とするが、競技者双方の了解があればその限りではない。

個別の試合につける審判員は、A級もしくはB級公認審判でなければならないが、A級の試合以外では審判長の判断による。また、原則として副審判員はつけないが、審判長が必要と判断する場合に限り、審判員、副審判員を区別してつけることができる。なお、副審判員は参考意見を審判員に伝えるのみで、判定は審判員が下す。

五 審判長は、競技者からのアピールに速やかに対応できるように、競技中は競技会場に常駐する必要がある。そこで、競技会場を離れる場合や、競技会場が二ヶ所以上に分かれる場合は、各会場に審判長代行を配置することが必要になる。

なお、A級の競技会場における審判長代行はA級公認審判であることが望ましいが、やむを得ない場合はB級公認審判でもよい。A級の競技会場以外では審判長の判断による。

#### (審判員による判定)

第十五条 審判員は、原則として競技者に求められた場合のみ判定を下す。

二 競技者から求められない場合であっても、競技者双方の承諾、もしくは審判長の指示を受けた上で、審判員が判定することができる。

三 審判員以外の判定は認められない。

〈補足〉一 審判長も審判員の一人として個別の試合の判定もできる。競技者に判定を求められた場合は、審判員は判定のために必要最小限の確認を行った後、速やかに判定を下さなければならない。

二 競技中の判定、クレーム、トラブルについてはまず当事者間で解決に努め、解決できない場合のみ審判員の判定を仰ぐのが原則であるが、それが長時間に亘る場合やあまりにもクレームのつき方がひどい場合には、競技進行の上からも、審判員が注意していくべきである。

三 例えば、観戦者による判定は認められない。

#### (個別の試合の審判員)

第十六条 個別の試合につける審判員は、いずれかの競技者から判定を求められた場合は、速やかに判定を下さなければならない。

二 個別の試合につける審判員は、競技者に何らかの判定を類推させる行為をしてはならない。

三 競技会におけるA級の決勝戦は、原則として試合開始から審判員をつける。

〈補足〉一 審判員は副審判員がついていた場合に限り、その意見を聞いて判定を下すことができるが、その試合の判定に関しては競技者に対する確認を行うことなく判定すること。

二 読みを待たせるときは審判員がついていないときと同様、競技者が挙手などで行わなければならない。また、審判員が読みを待たせることは、競技者に取りやお手つきの判定を類推させることにもなるので行わないこと。また、審判員が読みに合わせて身体を動かすことは、競技者の邪魔になる恐れもあるため、極力目の動きだけで状況を把握するようにする。

#### (違反行為への対応)

第十七条 審判長、審判員は、競技場詳細規則に違反する競技者に対しては、対戦者のアピールの有無にかかわらず、適切な指導を行うことができる。

二 審判長、審判員は、競技場詳細規則に定める禁止行為、ならびに妨害行為を行った競技者や観戦者に対しては、段階的に注意、警告、退場の措置をとることができる。

〈補足〉一 例えば、構えの際に有効手や頭が競技線にかかっているからといって、すぐに指導しなければならないものではないが、一センチ以上はみ出るような明らかな違反については、積極的に指導すること。

二 注意とは、違反事項を指摘し、その改善を促すこと。警告とは、再度違反があった際には退場処分をすることを前提に宣告されるもの。退場とは、競技を途中で止めさせ反則負けとし競技場からの退場を命じること。なお、行った行為が特に悪

質と判断する場合は、段階を経ずとも警告、退場の措置をとることができる。

(附則)

第十八条 本規程に定めのない事項については、審判長の判断による。

二 本規程の更新については、協会は必要に応じてこれを行うことができる。

## (一社) 全日本かるた協会 昇段基準

平成10年11月制定

段位	実力による昇段	功労による昇段	名誉による昇段
初段	1. D級3位入賞 2. 各会の代表者が実力相応と認める者	各会代表者の推薦する者で、会の所属する支部長の承認を得た者	都道府県単位の視野から、名誉段位を贈呈することが相応しいと判断され、各会代表者の推薦を受け段位審査会で承認を得た者
二段	1. C級3位入賞 2. 各会の代表者が実力相応と認める者		
三段	1. B級3位入賞 2. 各会の代表者が実力相応と認める者		
四段	1. B級優勝 2. B級準優勝2回 3. 各会の代表者が実力相応と認める者		
五段	1. A級優勝1回 2. A級3位入賞3回 3. A級得点8点 4. A級勝数20勝	会の所属する支部長の推薦する者で、昇段審査会の承認を得た者 但し、対象者が支部長の場合は、理事1名以上の推薦を得た者	全国的な視野から名誉段位を贈呈することが相応しいと判断され、会長の推薦を受け、特別昇段審査会で承認を得た者
六段	1. 準名人位1回 2. 準クイーン位1回 3. 選手権優勝1回 4. 選抜戦優勝1回 5. A級優勝5回 6. A級得点40点		
七段	1. 名人位1期 2. クイーン位1期 3. 選手権優勝2回 4. 選抜戦優勝2回 5. A級優勝10回		
八段	1. 名人位2期 2. クイーン位2期 3. 選手権優勝3回 4. 選抜戦優勝3回 5. A級優勝15回	協会役員及び会の代表者を永年勤め功績顕著な者で、理事2名の推薦を受け、昇段審査会の承認を得た者	
九段	———	特に功労のあった者で、会長、副会長の推薦を受け、特別昇段審査会で承認を得た者	
十段	———		

※ この基準は、一般社団法人全日本かるた協会主催大会・公認大会に適用する。

※ 各級3位とはベスト4を意味します。